

岩手県告示第325号

河川管理補助員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川管理補助員設置規程の一部を改正する告示

河川管理補助員設置規程（昭和40年岩手県告示第632号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 河川の適正な管理を期するため、<u>広域振興局及び地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）に河川管理補助員（以下「補助員」という。）を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>広域振興局等</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="145 1001 767 1290" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">河川管理補助員設置規程抜すい</p><p>(職務)</p><p>第4条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>広域振興局等</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</p><p>(1)～(3) [略]</p></div> <p>[略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 河川の適正な管理を期するため、広域振興局に河川管理補助員（以下「補助員」という。）を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>広域振興局</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <div data-bbox="831 1001 1458 1290" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">河川管理補助員設置規程抜すい</p><p>(職務)</p><p>第4条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>広域振興局</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</p><p>(1)～(3) [略]</p></div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。